



Himeji city society of commerce and industry

商工会ニュース

第 105 号
平成 30 年 3 月 29 日
姫路市商工会

無料 法律相談 の開催

事業のトラブル解決

●日時 平成 30 年 **4 月 25 日** (水)

午後 2 時 ~ 午後 4 時

●場所 姫路市商工会本所 **秘密厳守**

※相談希望の方は、事前に電話予約を！

TEL (079) 336-1368

無料 税務相談 の開催

税務関係の事例についての的確にアドバイス

●日時 平成 30 年 **5 月 9 日** (水)

午後 2 時 ~ 午後 4 時

●場所 姫路市商工会本所 **秘密厳守**

※相談希望の方は、事前に電話予約を！

TEL (079) 336-1368

平成 30 年度の雇用保険料率について (平成 29 年度から変更ありません)

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに 3/1,000 (一般の事業)、4/1,000 (農林水産・酒類製造・建設の事業) です。

雇用保険二事業の保険料率 (事業主のみ負担) も 3/1,000、建設の事業は 4/1,000 です。

平成30年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者		① + ②		
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	雇用保険料率
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(29年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(29年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(29年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は平成29年度の雇用保険料率)

□本 所 〒671-2103 姫路市夢前町前之庄 1434-15 TEL (079) 336-1368 FAX (079) 336-1130
 □家島支所 〒672-0102 姫路市家島町宮 1900 TEL (079) 325-0629 FAX (079) 325-2359
 □香寺支所 〒679-2151 姫路市香寺町香呂 204-1 TEL (079) 232-0570
 □安富支所 〒671-2401 姫路市安富町安志 1151 TEL (079) 66-2696

有期雇用労働者の離職理由の取扱いが変わります

～平成30年2月5日以降の有期労働契約の更新上限到来による離職の場合～

有期労働契約の更新上限到来による離職の場合、離職証明書の記載にご留意ください

契約更新上限（通算契約期間や更新回数の上限を言います。）がある有期労働契約の上限が到来したことにより離職された場合で、次の①～③のいずれかに該当する場合、離職証明書の「⑦離職理由欄」は以下のとおりご記入をお願いします。

① 採用当初はなかった契約更新上限がその後追加された方、又は不更新条項が追加された方

② 採用当初の契約更新上限が、その後引き下げられた方

③ 基準日※以後に締結された4年6か月以上5年以下の契約更新上限が到来した（定年後の再雇用に関し定められた雇用期限の到来は除く。）ことにより離職された方。
ただし、基準日※前から、同一事業所の有期雇用労働者に対して、一様に4年6か月以上5年以下の契約更新上限が設定されていた場合を除く。
※改正労働契約法の公布日（平成24年8月10日）

上記①～③に該当する場合は、離職証明書の「⑦離職理由欄」は「3 労働契約期間満了等によるもの」、「(1)採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」を選択していただいた上で、便宜的に「(2)労働契約期間満了による離職」中の「1回の契約期間、通算契約期間、契約更新回数」に契約に係る事実関係を記載するとともに、最下部の「具体的事情記載欄（事業主用）」にそれぞれ以下のとおり記入してください（※）。

① 上限追加

② 上限引下げ

③ 4年6か月以上5年以下の上限

また、採用当初の雇用契約書と最終更新時の雇用契約書など、それぞれの事情がわかる書類を添付してください。

※e-Govからの電子申請の場合（APIソフトからの申請を除く）、「(1)採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」を選択すると「(2)労働契約期間満了による離職」中の「1回の契約期間、通算契約期間、契約更新回数」が入力できないため、「具体的事情記載欄（事業主用）」に「1回の契約期間、通算契約期間、契約更新回数」も記入してください。

上記①～③には該当しない「契約更新上限が到来したことにより離職された場合」は、従来どおり、3 労働契約期間満了等によるもの、(1)採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職を選択してください。

1 上記に該当する場合の離職証明書記載例

⑦離職理由欄

事業主記入欄

3 労働契約期間満了等によるもの

……(1) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職

……(2) 労働契約期間満了による離職

① 下記②以外の離職者

(1回の契約期間 12箇月、通算契約期間 48箇月、契約更新回数 3回)

具体的事情記載欄（事業主用）

①上限追加

2 上記に該当しない場合の離職票記載例

⑦離職理由欄

事業主記入欄

3 労働契約期間満了等によるもの

……(1) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職

……(2) 労働契約期間満了による離職

離職された方の給付内容に影響がありますので、適切な記載をお願いいたします。